

平成 26 年 2 月滋賀県議会定例会提出案件説明資料
 (予算案件を除く)

	案 件 名	担 当 課	頁
条 例 案	議第 20 号 滋賀県建設工事紛争審査会の委員の定数を定める条例案	監理課	1
	議第 21 号 滋賀県建築士審査会の委員の定数を定める条例案	建築課	3
	議第 49 号 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	道路課	5
	議第 50 号 滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例案	流域政策局	27
	議第 51 号 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案	都市計画課	33
	議第 82 号 滋賀県流域治水の推進に関する条例案	流域政策局	37
そ の 他 の 議 案	議第 62 号 契約の変更につき議決を求めることについて (国道 303 号補助道路整備工事)	道路課	55
	議第 65 号 権利放棄につき議決を求めることについて	道路課	59
	議第 66 号 権利放棄につき議決を求めることについて	都市計画課	61
	議第 70 号 天ヶ瀬ダム建設(再開発)に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて	流域政策局	65

議第 20 号

滋賀県建設工事紛争審査会の委員の定数を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の一部改正に伴い、建設工事紛争審査会の委員の定数に係る規定が削除されたことから、新たに滋賀県建設工事紛争審査会の委員の定数を定めるため、新たに制定しようとするものです。

2 制定の概要

- (1) 建設業法第 25 条第 3 項の規定による滋賀県建設工事紛争審査会の委員の定数は、15 人以内とすることとします。
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第20号

滋賀県建設工事紛争審査会の委員の定数を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県建設工事紛争審査会の委員の定数を定める条例

建設業法（昭和24年法律第100号）第25条第3項の規定による滋賀県建設工事紛争審査会の委員の定数は、15人以内とする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議第 21 号

滋賀県建築士審査会の委員の定数を定める条例案要綱

1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）による建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）の一部改正に伴い、建築士審査会の委員の定数に係る規定が削除されたことから、滋賀県建築士審査会の委員の定数を定めるため、新たに制定しようとするものです。

2 概要

- (1) 建築士法第 28 条の規定による滋賀県建築士審査会の委員の定数は、7 人以内とすることとします。
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

議第21号

滋賀県建築士審査会の委員の定数を定める条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県建築士審査会の委員の定数を定める条例

建築士法（昭和25年法律第202号）第28条の規定による滋賀県建築士審査会の委員の定数は、7人以内とする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部改正について

1 改正の理由

道路占用料については、道路法第 39 条第 2 項の規定により道路管理者である地方公共団体の条例で額および徴収方法を定めることとされています。

本県の道路占用料は従来から国の占用料に準じ金額を定めているところ、国の占用料を改正する「道路法施行令の一部を改正する政令」が平成 25 年 11 月 20 日付官報で告示されました。本政令は平成 26 年 4 月 1 日から施行されます。

この国の動向を受け、平成 26 年 4 月 1 日から施行すべく滋賀県道路占用料徴収条例の改正案を提出するものです。

2 改正の内容

改正の内容は、占用物件の所在地区分および占用料単価の改正です。

ア 占用物件の所在地区分および占用料単価の改正

現行の「市の区域」「町の区域」の二区分から、各市町を「甲地」「乙地」「丙地」「丁地」の四区分に振り分ける形で改正します。

また、前回改正から道路価格が変動したことにより、占用料単価も改正します。

区分	区分に該当する市町
甲地	草津市、守山市、栗東市
乙地	大津市、彦根市、近江八幡市、野洲市、湖南市 愛知郡、犬上郡豊郷町
丙地	長浜市、東近江市、甲賀市、高島市、米原市 蒲生郡、犬上郡甲良町
丁地	犬上郡多賀町

イ 改正の影響

草津市、守山市、栗東市の市域では占用料が値上がりします。その他の地域では値下がります。

県全体では、約 4,000 万円の減収となります。

3 施行期日

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）の改正により、指定区間内の国道に係る道路占用料の額、所在地区分等が改定されたことに伴い、本県においても道路占用料の額、所在地区分等を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 道路占用料の額および所在地区分を改めることとします。(別表関係)

(2) その他

ア この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

議第49号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年 2月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分の部分を次のように改める。

占 用 物 件 の 種 類		占 単 位	用 在 地 料			
			甲 地	乙 地	丙 地	丁 地
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第 1 種 電 柱	1本につき 1年	610	430	360	310
	第 2 種 電 柱		940	660	550	480
	第 3 種 電 柱		1,300	900	740	650
	第 1 種 電 話 柱		550	390	320	280
	第 2 種 電 話 柱		870	620	510	450
	第 3 種 電 話 柱		1,200	850	700	620
	そ の 他 の 柱 類		55	39	32	28
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき 1年	5	4	3	3
	地下に設ける電線そ の他の線類		3	2	2	2
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	540	380	310	270
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつき 1年	330	230	190	170
	変圧塔その他これに 類するものおよび公 衆電話所	1個につき 1年	1,100	770	640	560
	郵便差出箱および信 書便差出箱		460	320	270	240
	広 告 塔	表示面積1 平方メー トルにつき1	3,800	1,900	1,100	760

議第49号 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

			年				
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	770	640	560
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	23	16	13	12
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			33	23	19	17
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			49	35	29	25
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			66	46	38	34
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			98	70	57	50
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130	93	76	67
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			230	160	130	120
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			330	230	190	170
	外径が1メートル以上のもの			660	460	380	340
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設				1,100	770	640	560
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額			
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額			
	上空に設ける通路	1,900		930	530	380	
	地下に設ける通路	1,200		560	320	230	
その他のもの		1,100	770	640	560		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	38	19	11	8
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1日	380	190	110	76

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	380	190	110	76
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800	1,900	1,100	760
	標	識	1本につき1年	870	620	510	450
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	38	19	11	8
		その他のもの	1本につき1月	380	190	110	76
	幕（政令第7条第4号に掲げる工施用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	38	19	11	8
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	380	190	110	76
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,800	1,900	1,100	760
		その他のもの		1,900	930	530	380
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	1,100	770	640
政令第7条第4号に掲げる工施用施設および同条第5号に掲げる工施用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	380	190	110	76
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設				110	77	64	56
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額			
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額			
政令第7条第9号に掲げる	建築物			Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
				Aに0.01	Aに0.011	Aに0.012	Aに0.014

議第49号 滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	を乗じて得た額	
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.014を乗じて得た額	
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額				
政令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額				
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額				

別表中注9を注11とし、注8を注10とし、注7を注9とし、注6を注8とし、注5を注7とし、注4を注6とし、注3を注5とし、同表注2中「注2」を「注4」に改め、同表注2を同表注4とし、同表注1中「注1」を「注3」に改め、同表注1を同表注3とし、同表に注1および注2として次のように加える。

注1- 金額の単位は、円とする。

2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

- (1) 甲地 草津市、守山市および栗東市の区域をいう。
- (2) 乙地 大津市、彦根市、近江八幡市、野洲市、湖南市、愛知郡および犬上郡豊郷町の区域をいう。
- (3) 丙地 長浜市、東近江市、甲賀市、高島市、米原市、蒲生郡および犬上郡甲良町の区域をいう。
- (4) 丁地 犬上郡多賀町の区域をいう。

付 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料（占用許可の期間が平成26年度以降にわたる

場合の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、平成26年度以降の占用料を除く。)の額については、なお従前の例による。

議第49号
滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

滋賀県道路占用料徴収条例 新旧対照表

旧				新				
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)				
占用物件の種類	単位	占用料の額		占用物件の種類	単位	占用料の額		
		市の区域	町の区域			甲地	乙地	丙地
法第3条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	円	円	第1種電柱	1本につき1年	円	円	円
第1種電柱		560	460	第2種電柱		940	430	360
第2種電柱		860	700	第3種電柱		1,300	900	740
第3種電柱		1,200	950	第1種電柱		550	390	320
第1種電柱		500	410	第2種電柱		870	620	510
第2種電柱		800	650	第3種電柱		1,200	850	700
第3種電柱		1,100	900	その他の柱類		55	39	32
その他の柱類		50	41	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	5	4	3

地下に設ける電線 その他の線類	2	2	2	2	2	2	
路上に設ける変圧器	400	490	1個につき1年	540	380	310	270
地下に設ける変圧器	250	300	占用面積1平方メートルにつき1年	330	230	190	170
変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	820	1,000	1個につき1年	1,100	770	640	560
郵便差出箱および 信書便差出箱	340	420		460	320	270	240
広告塔	990	2,000	表示面積1平方メートル	3,800	1,900	1,100	760

法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	その他 のもの	その他 のもの	一ト ルに つ き1 年	一ト ルに つ き1 年	1,000	770	640	560
		外径が0.07メ ートル未 満のもの	外径が 0.0 7メー トル未 満のも の	長さ1メ ートルに つ き1年	長さ1メ ートルに つ き1年	21	16	13	12
法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	法第3 2条第 1項第 2号に 掲げる 物件	外径が0.07メ ートル以 上0.1 メートル未 満のもの の	外径が 0.0 7メー トル以 上0. 1メー トル未 満のも の	一ト ルに つ き1 年	一ト ルに つ き1 年	30	23	19	17

	<u>外径が 0. 1 メー トル以上 0. 1 5 メートル未満のも の</u>	<u>4 5</u>	<u>3 7</u>	<u>外径が 0. 1 メートル 以上 0. 1 5メー トル未 満のも の</u>	<u>4 9</u>	<u>3 5</u>	<u>2 9</u>	<u>2 5</u>
	<u>外径が 0. 1 5 メ ートル以上 0. 2 メートル未満のも の</u>	<u>6 0</u>	<u>4 9</u>	<u>外径が 0. 1 5メー トル以 上 0. 2メー トル未 満のも の</u>	<u>6 6</u>	<u>4 6</u>	<u>3 8</u>	<u>3 4</u>

<u>外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの</u>	<u>90</u>	<u>74</u>	<u>98</u>	<u>93</u>	<u>57</u>	<u>50</u>
<u>外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの</u>	<u>210</u>	<u>170</u>	<u>230</u>	<u>160</u>	<u>130</u>	<u>120</u>
<u>外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの</u>						

外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	300	250		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	330	230	190	170
外径が1メートル以上のもの	600	490		外径が1メートル以上のもの	660	460	380	340
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設	1,000	820	占用面積 1平方メートルにつき1年	法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設	1,100	770	640	560
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設	Aに0.004を乗じて得た額		階数が1のもの 地下街および地下室	法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設	Aに0.004を乗じて得た額			
法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設				階数が1のもの 地下街および地下室				

法第3 2条第 1項第 6号に 掲げる 施設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一 時的に設けるもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1日	20	10	法第3 2条第 1項第 6号に 掲げる 施設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一 時的に設けるもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1日	19	11	8
法第3 2条第 1項第 6号に 掲げる 施設	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1月	200	99	法第3 2条第 1項第 6号に 掲げる 施設	その他のもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1月	190	110	76
道路法 施行令 （昭和 27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と いう。） 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板（ア） チであるも のを除 く。） 一時的に 設けるもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1月	200	99	道路法 施行令 （昭和 27年 政令第 479 号。以 下「政 令」と いう。） 第7条 第1号 に掲げ る物件	看板（ア） チであるも のを除 く。） 一時的に 設けるもの	表示面積 1平方メ ートルに つき1 月	190	110	76

	<p>一時的に設けるもの その他のもの</p>	<p>一本につき 1月</p>	<p><u>200</u></p>	<p><u>99</u></p>
	<p>一時的に設けるもの その他のもの</p>	<p>1本につき1月</p>	<p><u>380</u></p>	<p><u>190</u></p>
	<p>祭礼、縁日、その他の催しに際し、一時的に設けるもの</p>	<p>その面積1平方メートルにつき1日</p>	<p><u>20</u></p>	<p><u>10</u></p>
	<p>幕（政令第7条第4号に掲げる工事に用いるものを除く。）</p>	<p>その面積1平方メートルにつき1</p>	<p><u>38</u></p>	<p><u>19</u></p>

		その面積 1平方メートルにつき1月	200	99							
その 他の もの		その面積 1平方メートルにつき1月	2,000	990	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	380	190	110	76
その面積 1平方メートルにつき1月											
アーチ		その面積 1平方メートルにつき1月	1,000	820	政令第7条第2号に掲げる工作物	車道を横断するもの	1基につき1月	3,800	1,900	1,100	760
政令第7条第2号に掲げる工作物											

政令第7条第4号に掲げる 工事に掲げる工事用材料	1トールにつき1年									
	占用面積 1平方メートルにつき1月	200	99	380	190	110	76			
政令第7条第6号に掲げる 仮設建築物および同条第7号に掲げる施設	1トールにつき1年									
	占用面積 1平方メートルにつき1月	100	82	110	77	64	56			
政令第7条第8号に掲げる施設	1トールにつき1年									
	トunnelの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 0.2を乗じて得た額	Aに0.0 1.4を乗じて得た額	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 1.7を乗じて得た額	Aに0.0 2.0を乗じて得た額			
上空に設けるもの その他のもの	1トールにつき1年									
	トunnelの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 0.2を乗じて得た額	Aに0.0 1.4を乗じて得た額	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 1.7を乗じて得た額	Aに0.0 2.0を乗じて得た額			
上空に設けるもの その他のもの	1トールにつき1年									
	トunnelの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 0.2を乗じて得た額	Aに0.0 1.4を乗じて得た額	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 1.7を乗じて得た額	Aに0.0 2.0を乗じて得た額			
上空に設けるもの その他のもの	1トールにつき1年									
	トunnelの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 0.2を乗じて得た額	Aに0.0 1.4を乗じて得た額	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 1.7を乗じて得た額	Aに0.0 2.0を乗じて得た額			
上空に設けるもの その他のもの	1トールにつき1年									
	トunnelの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 0.2を乗じて得た額	Aに0.0 1.4を乗じて得た額	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 1.7を乗じて得た額	Aに0.0 2.0を乗じて得た額			
上空に設けるもの その他のもの	1トールにつき1年									
	トunnelの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 0.2を乗じて得た額	Aに0.0 1.4を乗じて得た額	Aに0.0 1.6を乗じて得た額	Aに0.0 1.7を乗じて得た額	Aに0.0 2.0を乗じて得た額			

政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.16を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.17を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.11を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.10を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.12を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐留場	建築物	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.16を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.17を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.11を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.10を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.12を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急建築架設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.16を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.17を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額
	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.16を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.17を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額	Aに0.14を乗じて得た額

架設建築物	上空に設けるもの	Aに0.020を乗じて得た額	上空に設けるもの	Aに0.020を乗じて得た額				
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額				
政令第7条第12号に掲げる器具	政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.028を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具	Aに0.028を乗じて得た額				
	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.020を乗じて得た額	Aに0.020を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.020を乗じて得た額	Aに0.020を乗じて得た額
	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.017を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.020を乗じて得た額	Aに0.020を乗じて得た額
上空に設けるもの		Aに0.020を乗じて得た額	上空に設けるもの	Aに0.020を乗じて得た額				

	その他のもの Aに0.028を乗じて得た額		設けるもの その他のもの Aに0.028を乗じて得た額	
--	--------------------------	--	-----------------------------------	--

注1～9 省略

注1～9 省略

10 甲地・乙地・丙地・丁地は次のとおりとする。

甲地：草津市、守山市、栗東市

乙地：大津市、彦根市、近江八幡市、湖南市、野洲市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町

丙地：長浜市、東近江市、甲賀市、高島市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王

町、犬上郡甲良町

丁地：犬上郡多賀町

議第 50 号

滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による水防法（昭和24年法律第193号）の一部改正に伴い、都道府県水防協議会の委員の定数に係る規定が削除されたことから、滋賀県水防協議会の委員の定数を定めるため、滋賀県水防協議会条例（昭和24年滋賀県条例第60号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 水防法第 8 条第 1 項の規定による水防協議会の委員の定数の上限は、15 人以内とすることとします。（第 2 条関係）
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第50号

滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例

滋賀県水防協議会条例（昭和24年滋賀県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（設置）」を付する。

第2条を次のように改める。

（委員の定数）

第2条 協議会の委員の定数は、15人以内とする。

第3条を削る。

第4条に見出しとして「（任期等）」を付し、同条第1項中「、当該」を「当該」に改め、同項ただし書中「補欠委員」を「委員が欠けた場合における補欠の委員」に、「前任委員」を「前任者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 関係行政機関の職員または関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する代理者がその職務を行うことができる。

第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（会長）

第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

第5条を削る。

第6条に見出しとして「（会議）」を付し、同条第2項中「出席委員」を「出席した委員」に、「議長」を「、議長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加え、同条を第5条とする。

協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

第7条に見出しとして「（幹事および書記）」を付し、同条を第6条とする。

第8条に見出しとして「（雑則）」を付し、同条中「ものの外、」を「もののほか、協議会の運営に関し」に、「会長が」を「、会長が協議会に諮つて」に改め、同条を第7条とする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議第50号 滋賀県水防協議会条例の一部を改正する条例案

滋賀県水防協議会条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、滋賀県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第2条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。</p> <p>2 会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>第3条 関係行政機関の職員または関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する代理者がその職務を行うことができる。</p> <p>第4条 関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。</p> <p>2 知事において特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じまたは解嘱することができる。</p> <p>第5条 会長は、会議を招集しその議長となる。</p> <p>第6条</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第8条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、滋賀県水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、15人以内とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(任期等)</p> <p>第3条 関係行政機関の職員である委員の任期は当該職にある期間とし、その他の委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 関係行政機関の職員または関係団体の代表者である委員に事故があるときは、その指名する代理者がその職務を行うことができる。</p> <p>(会長)</p> <p>第4条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。</p> <p>(削除)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 協議会の会議は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、会議の議長となる。</p> <p>3 協議会は、委員の3分の1以上が出席しなければ会議を開くことができ</p>

ない。
2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長
の決すところによる。

第7条 協議会に幹事および書記各若干名を置く。
2 幹事および書記は、会長がこれを命じまたは委嘱する。
3 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。
4 書記は、上司の指揮を受け庶務に従事する。

第8条 この条例に定めるものの外、必要な事項は会長が定める。

ない。
4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議
長の決すところによる。

(幹事および書記)

第6条 協議会に幹事および書記各若干名を置く。
2 幹事および書記は、会長がこれを命じまたは委嘱する。
3 幹事は、会長の命を受け庶務を整理する。
4 書記は、上司の指揮を受け庶務に従事する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、
会長が協議会に諮って定める。

議第 51 号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

景観行政団体である野洲市に、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 28 条の規定に基づき事務処理についての協議を行ったところ、屋外広告物法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条および第 8 条の規定に基づく広告物の表示の禁止等の条例の制定および改廃に関する事務の全部を同市において処理したいとの申し出があったことから、滋賀県屋外広告物条例（昭和 49 年滋賀県条例第 51 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 屋外広告物法第 3 条から第 5 条まで、第 7 条および第 8 条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務を新たに野洲市が処理することとします。（第 29 条の 2 関係）

(2) その他

ア この条例は、規則で定める日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

ウ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

議第51号

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例

滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第29条の2第1項および第2項中「および守山市」を「、守山市および野洲市」に改める。

付 則

1. この条例は、規則で定める日から施行する。
2. この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3. 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表(9)の項中「、野洲市」を削り、同表(9)の2の項中「および守山市」を「、守山市および野洲市」に改める。

滋賀県屋外広告物条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第29条 省略</p> <p>(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で長浜市、草津市および守山市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとする。</p> <p>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、長浜市、草津市および守山市の区域内においては、適用しない。</p> <p>第30条以下 省略</p>	<p>第1条～第29条 省略</p> <p>(景観行政団体等である市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第29条の2 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条および第8条の規定に基づく条例の制定および改廃に関する事務で長浜市、草津市、守山市および野洲市の区域に係るものは、それぞれこれらの市が処理することとする。</p> <p>2 第3条から第6条までおよび第8条から第22条までの規定は、長浜市、草津市、守山市および野洲市の区域内においては、適用しない。</p> <p>第30条以下 省略</p>

滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

旧		新	
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
(9) 屋外広告物法 (昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。) ならびに滋賀県屋外広告物条例 (昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。) および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略	彦根市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市および町	(9) 屋外広告物法 (昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。) ならびに滋賀県屋外広告物条例 (昭和49年滋賀県条例第51号。以下この項において「条例」という。) および条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～ニ 省略	彦根市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、湖南市、高島市、東近江市、米原市および町
(9)の2 屋外広告物法 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略	長浜市、草津市および守山市	(9)の2 屋外広告物法 (以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げる事務 ア～オ 省略	長浜市、草津市、守山市および野洲市

滋賀県流域治水の推進に関する条例案 修正対照表

平成25年9月議会上程、条例案(議第141号)

平成26年2月議会上程 条例案(議第82号)

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 想定浸水深の設定等(第7条・第8条)
- 第3章 河川における氾濫防止対策(第9条)
- 第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策(第10条・第11条)
- 第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等(第12条-第25条)
- 第6章 浸水に備えるための対策(第26条-第34条)

第7章 雑則(第35条-第37条)

第8章 罰則(第38条-第40条)

付則

滋賀県の河川は、琵琶湖を取り巻く四方の山々から流れ出て、網の目のように湖国全体を覆い、大地を潤し、多様な生物を育みながら、私たちの暮らしや産業を支えてきた。その一方で、時として大雨による洪水氾濫で県民を苦しめてきた。

先人たちは、水を巧みに利用しながら、水源となる森林を守り、平野部では堤防を築き、河畔林をつくり育て、地域の水防組織を強化し、生命と財産を守り続けてきた。

近年、全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生しており、滋賀県でも起こり得る可能性がある。また、都市化の進展とともに県民と河川との関わりが希薄になったこと等により、県民の水害への関心や危機意識が低下し、これまで地域社会で育まれてきた水害から生命と財産を守るための仕組みが次第に失われていくことが危惧されている。

こうした状況を踏まえ、水害から県民の生命と財産を守るためには、ま

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 想定浸水深の設定等(第7条・第8条)
- 第3章 河川における氾濫防止対策(第9条)
- 第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策(第10条・第11条)
- 第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等(第12条-第25条)
- 第6章 浸水に備えるための対策(第26条-第34条)
- 第7章 滋賀県流域治水推進審議会(第35条・第36条)

第8章 雑則(第37条-第40条)

第9章 罰則(第41条-第43条)

付則

略

近年、滋賀県を含む全国各地で大雨や集中豪雨が頻発し、甚大な被害が発生している。また、都市化の進展とともに県民と河川との関わりが希薄になったこと等により、県民の水害への関心や危機意識が低下し、これまで地域社会で育まれてきた水害から生命と財産を守るための仕組みが次第に失われていくことが危惧されている。

こうした状況を踏まえ、水害から県民の生命と財産を守るためには、ま

ず、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有することが必要である。

そのうえで、河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の生命を守り、甚大な被害を回避するためには、「川の中」で水を安全に「ながす」対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要である。

私たちは、全ての者が「滋賀の流域治水」を実践し、将来にわたって安心して暮らすことができるよう、自助・共助・公助を基本として水害に関する地域づくりを目指すことを決意し、ここに滋賀県流域治水の推進に関する条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、河川の整備その他県が行う施策の基本となる事項、建築物の建築等の制限に関する措置等を定めることにより、流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「浸水被害」とは、洪水による浸水または一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、県民の生命、身体または財産に生ずる被害をいう。

2 この条例において「流域治水」とは、浸水被害を回避し、または軽減するため、次に掲げる対策を組み合わせて実施することをいう。

ず、河川の計画的な整備を着実に進めることが何より重要である。それに加え、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有することが必要である。

そのうえで、河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の生命を守り、甚大な被害を回避するためには、「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要である。

略

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、流域治水に関し、基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、県が行う施策の基本となる事項等を定めることにより、流域治水を総合的に推進し、もって浸水被害から県民の生命、身体および財産を保護し、将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域の実現に資することを目的とする。

第2条 略

- (1) 洪水による河川等（河川および下水道、農業用排水路その他の排水施設をいう。以下同じ。）の氾濫を防ぐため、河川の整備を行うこと。
- (2) 河川等への急激な雨水の流入を緩和するため、河川等に係る集水地域において雨水を貯留し、または地下に浸透させること。
- (3) 氾濫原（浸水被害が生じるおそれのある区域をいう。以下同じ。）において浸水被害の発生のおそれを考慮した建築物の建築等の制限、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する区域区分の決定等を行うこと。
- (4) 県、市町、県民その他の関係者が連携して、避難に必要な情報の伝達体制の整備、地域における浸水被害の回避または軽減に関する必要な対策の検討等を行うこと。
- 3 この条例において「想定浸水深」とは、一定の期間につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において、洪水または下水道、農業用排水路その他の排水施設もしくは河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことにより氾濫原が浸水したときに想定される水深をいう。

（基本理念）

第3条 流域治水は、浸水が発生した場合における県民の生命に対する被害を回避することが特に重要であるとの認識の下に推進されなければならない。

2 流域治水は、河川の流水を流下させる能力を超える洪水が発生するおそれがあることに鑑み、その基幹的な対策である河川の整備を計画的かつ効果的に実施することに加えて、他の対策を実施することにより、浸

（基本理念）

第3条 流域治水は、浸水が発生した場合における県民の生命に対する被害を回避することが特に重要であるとの認識の下に推進されなければならない。

2 流域治水は、河川の整備が洪水による河川等の氾濫を防ぐための基幹的な対策であることに鑑み、河川を管理する者の責務にのっとり、河川の整備を計画的かつ効果的に実施することを旨として推進されなければならない。

3 流域治水は、河川の流水を流下させる能力を超える洪水が発生するおそれがあることに鑑み、河川の整備に加えて、他の対策を実施することにより、浸水被害を回避し、および軽減することを旨として推進されな

水被害を回避し、おおよび軽減することを旨として推進されなければならぬ。

3 流域治水は、その施策が総合的に実施されるとともに、その効果が最大限に発揮されるよう、地域の特性に応じて推進されなければならない。

4 流域治水は、県、市町、県民その他の関係者相互間において情報が共有されることを通じて、これらの者の相互の連携および協働の下に、着実に推進されなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、流域治水に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、流域治水に関する施策の策定および実施に当たり、市町、県民その他の関係者との連携に努めるとともに、市町、県民その他の関係者に対し、必要な情報の提供、助言または支援を行うものとする。

3 県は、水防に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が流域治水に関する施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案して、自らの生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地域の特性および想定浸水深を把握するとともに、これらを勘案し

なければならない。

4 略

5 略

第4条 略

第5条 略

第6条 略

て、その事業の利用者、従業者等の生命、身体および財産に対する被害を回避し、または軽減するために必要な取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県が実施する流域治水に関する施策に協力しなければならない。

第2章 想定浸水深の設定等

（基礎調査）

第7条 知事は、想定浸水深の設定または変更のために必要な基礎調査として、河川等に係る集水地域および氾濫原に関する地形、土地利用の状況その他の事項に関する調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、関係市町の長に対し、その管理する河川等に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

（想定浸水深の設定等）

第8条 知事は、前条第1項の調査の結果を踏まえ、おおむね5年ごとに想定浸水深を設定するものとする。

2 知事は、前項の規定により想定浸水深を設定しようとするときは、あらかじめ、期限を定めて、関係市町の長の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定により想定浸水深を設定したときは、速やかに、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、想定浸水深の変更について準用する。

第3章 河川における氾濫防止対策

第9条 知事は、洪水による河川の氾濫を防ぐため、次に掲げるところにより、その管理する河川の整備を行うものとする。

(1) 県の全域における河川の整備状況の均衡に配慮しつつ、河道の拡

第2章 想定浸水深の設定等

第7条 略

第8条 略

第3章 河川における氾濫防止対策

第9条 知事は、洪水による河川の氾濫を防ぐため、次に掲げるところにより、その管理する河川の整備を行うものとする。この場合において、知事は、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域に係る河川の整備が早期に実施されるよう特に配慮するものとする。

(1) 県の全域における河川の整備状況の均衡に配慮しつつ、河道の拡

幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的かつ効果的に組み合わせて行うこと。

(2) 河川の流水を流下させる能力を維持するため、治水上の支障の程度に応じ、河川内の樹木の伐採、堆積した土砂のしゅんせつ、護岸の修繕等を行うこと。

(3) 堤防が決壊した場合に甚大な浸水被害が想定され、かつ、当面第1号に規定する対策を実施することが困難な河川の区間においては、浸水被害を軽減するため、堤防の性能の向上を図る改良を行うこと。

第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策

（森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保）

第10条 森林を所有し、または使用収益する権原を有する者は、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念のつとめ、県民、事業者等と連携して、森林の適正な保全および整備を行うことにより、森林が有する雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）が持続的に発揮されるよう努めなければならない。

2 農地を所有し、または使用収益する権原を有する者は、農業生産活動を行うに当たっては、農地の適正な保全および管理を行うことにより、農地が有する雨水貯留浸透機能が持続的に発揮されるよう努めなければならない。

（公園等の雨水貯留浸透機能の確保）

第11条 おおむね1,000平方メートル以上の面積を有する公園、運動場その他これらに類する施設の所有者または管理者は、その敷地に雨水を貯留する機能を有する施設を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えたとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならない。

幅、堤防の設置、河床の掘削、洪水調節の機能を有する施設（ダム等を含む。）の設置等の対策を、計画的かつ効果的に組み合わせて行うこと。

(2)～(3) 略

第4章 集水地域における雨水貯留浸透対策

第10条 略

第11条 略

い。
2 建物または工作物の所有者または管理者は、雨水の貯水槽を設置すること等により、これらの建物または工作物の規模に応じた雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物または工作物の雨水貯留浸透機能を維持するよう努めなければならない。

第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等

（定義）

第12条 この章および第7章において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

（浸水危険区域の指定等）

第13条 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水危険区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、当該指定の区域および想定水位（前項に規定する想定浸水深に係る水位であって、建築物の建築の制限の基準となるべきものをいう。以下同じ。）を明らかにしてするものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該指定の案を当該公告の日から起算して2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民および利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された指定の案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、期限を定めて、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長の意見を聴かなければならない。

第5章 氾濫原における建築物の建築の制限等

（定義）

第12条 この章および第8章において使用する用語は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

（浸水警戒区域の指定等）

第13条 知事は、200年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として指定することができる。

2 略

3 略

4 略

5 知事は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、前項の規定により提出された意見書の写しを添えて、関係市町の長の意見を聴かなければならない。

- 6 知事は、第1項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨ならびに当該指定の区域および想定水位を告示しなければならぬ。
- 7 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 8 第2項から前項までの規定は、浸水危険区域の変更および指定の解除について準用する。
- 9 浸水危険区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。

（浸水危険区域における建築物の建築の制限）

第14条 浸水危険区域において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設（規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。）の用途に供する建築物の建築（移転を除く。以下同じ。）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以内であるとき。

- (2) 建築物の増築または改築をしようとする場合において、当該増築または改築に係る部分が居室を有しないとき。
- (3) 建築基準法第85条第5項の規定の適用を受ける仮設建築物の建築をしようとする場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、建築物およびその敷地の状況等を勘案してやむを得ないと知事が特に認めた建築物の建築をしようとする場合

- 2 前条第1項の規定による浸水危険区域の指定または拡張の際現に当該浸水危険区域に存する建築物（建築の工事中の建築物を含む。）の増築

- 6 略
- 7 略
- 8 第2項から前項までの規定は、浸水警戒区域の変更および指定の解除について準用する。
- 9 浸水警戒区域は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域とする。

（浸水警戒区域における建築物の建築の制限）

第14条 浸水警戒区域において、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設（規則で定めるものに限る。以下「社会福祉施設等」という。）の用途に供する建築物の建築（移転を除く。以下同じ。）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1)～(4) 略

- 2 前条第1項の規定による浸水警戒区域の指定または拡張の際現に当該浸水警戒区域に存する建築物（建築の工事中の建築物を含む。）の増築

または改築をしようとする場合においては、当該増築または改築に係る部分以外の建築物の部分に対しては、前項の規定は、適用しない。

- 3 第1項の許可を受けようとする建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 建築物の敷地の位置
- (2) 建築物の構造
- (3) 建築物の用途
- (4) 建築物の敷地の想定水位
- (5) 建築物 (次条第1項第2号または第2項第2号の規定に適合するものとして第1項の許可を受けようとする場合) については、同一の敷地内にある他の建築物) の想定水位以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さ
- (6) その他規則で定める事項 (許可の基準)

第15条 知事は、住居の用に供する建築物に係る前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

- (1) 1以上の居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。

ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。

イ 想定水位下の主要構造部 (壁、柱およびはりのうち、構造耐力上主要な部分に限る。次項において同じ。) が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。

- (2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。

- (3) 付近に次のいずれにも該当する避難場所があること。

ア 次のいずれかに該当するものであること。

または改築をしようとする場合においては、当該増築または改築に係る部分以外の建築物の部分に対しては、前項の規定は、適用しない。

3 略

第15条 略

(ア) 当該避難場所の地盤面の高さが想定水位以上であること。

(イ) 第1号に該当する建築物または一時的な避難場所としての機能を有する堅固な工作物があること。

イ 当該避難場所に避難することが見込まれる者の人数を勘案して十分な広さを有すること。

ウ 申請に係る建築物からの距離および経路、当該避難場所の管理の状況等を勘案して浸水が生じた場合に確実に避難することができることと知事が認めるものであること。

(4) 前3号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。

2 知事は、社会福祉施設等の用途に供する建築物に係る前条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が次の各号のいずれかに適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならぬ。

(1) 規則で定める用途ごとに規則で定める居室の床面または避難上有効な屋上の高さが想定水位以上であり、かつ、次のアまたはイのいずれかに該当していること。

ア 当該建築物の地盤面と想定水位との高低差が3メートル未満であること。

イ 想定水位下の主要構造部が鉄筋コンクリート造または鉄骨造であること。

(2) 同一の敷地内に前号に該当する建築物があること。

(3) 前2号に定めるもののほか、これらと同等以上の安全性を確保することができると知事が認める建築物であること。

(許可の条件等)

第16条 知事は、第14条第1項の許可をする場合において、浸水による県民の生命または身体に対する被害を回避するために必要な条件を付することができる。

第16条 略

- 2 知事は、第14条第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 3 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、建築物の建築の工事は、することができない。

(変更の許可等)

第17条 第14条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物について同条第3項各号(第4号を除く。)に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、変更後の建築物が住居の用に供する建築物もしくは社会福祉施設等の用途に供する建築物以外のものとなるとき、または規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第14条第1項の許可を受けた建築主は、前項ただし書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第14条第3項、第15条および前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第18条 知事は、第14条第1項または前条第1項の許可を受けた建築主が次の各号のいずれかに該当するときは、第14条第1項または前条第1項の許可を取り消し、またはその許可に付した条件を変更することができる。

- (1) この条例の規定またはこれに基づき処分を違反したとき。
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。

(工程調査等)

第19条 第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事が知事の指定する工程を含む場合において、当

第17条 略

第18条 略

第19条 略

該工程に係る工事を終えたときは、その都度、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに、その職員に当該届出に係る工事中の建築物およびその敷地が第14条第1項または第17条第1項の規定による許可の内容に適合しているかどうかについて調査させ、その調査の結果、当該建築物およびその敷地が当該許可の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、工程調査適合証を交付しなければならない。

(工事廃止届)

第20条 第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた建築主は、当該許可に係る建築物の工事を廃止したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

(報告の徴収)

第21条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、建築物の所有者、管理者もしくは占有者、建築主、設計者、工事監理者または工事施工者(次条において「建築物の所有者等」という。)に対して、建築物の敷地、構造もしくは用途または建築物に関する工事の計画もしくは施工の状況に関する報告を求めすることができる。

(立入検査)

第22条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、建築物、建築物の敷地もしくは建築工事場に立ち入らせ、建築物、建築物の敷地、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件を検査させ、または建築物の所有者等に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

(身分証明書の提示等)

第23条 第19条第2項および前条の規定により建築物、建築物の敷地または建築工事場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係

第20条 略

第21条 略

第22条 略

第23条 略

者に提示しなければならぬ。

2 第19条第2項および前条の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(区域区分に関する都市計画の決定または変更)

第24条 県は、都市計画法第15条第1項第2号に掲げる区域区分に関する都市計画を同法第18条第1項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)の規定により決定し、または変更するときは、10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深が0.5メートル以上である土地の区域(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第8条第1項第1号に規定する土地の区域を除く。))を、新たに同法第7条第2項に規定する市街化区域に含めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体および財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が講じられ、または確実に講じられると見込まれる場合は、この限りでない。

(盛土構造物の設置等に対する配慮等)

第25条 氾濫原において道路、鉄道その他の規則で定める施設と相互に効用を兼ねる大規模な盛土構造物の設置、改変または撤去(以下「設置等」という。)をしようとする者は、当該盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じないよう配慮しなければならない。

2 知事は、前項の盛土構造物の設置等によりその周辺の地域において著しい浸水被害が生じるおそれがあると認めるときは、当該盛土構造物の設置等をしようとする者に対し、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な措置を講ずることを求めることができる。

第6章 浸水に備えるための対策

(避難に必要な情報の伝達体制の整備等)

第26条 県は、浸水被害が発生し、または発生するおそれがある場合における県民の迅速かつ円滑な避難を確保するため、知事が管理する河川に

第24条 略

第25条 略

第6章 浸水に備えるための対策

第26条 略

ついて保有する水位、雨量等に関する情報および洪水に関する予報または警報に関する情報（以下「河川の水位等に関する情報」という。）を市町および県民に的確かつ迅速に伝達するために必要な体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

（市町への必要な支援）

第27条 県は、市町に対し、避難場所および避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を図るための事項の検討その他市町が行う浸水被害の回避または軽減に関する対策の検討に資するため、想定浸水深に関する情報その他必要な情報の提供、技術的助言その他の必要な支援を行うものとする。

（浸水時における避難等）

第28条 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するため、日常生活において、避難場所および避難の経路、家族等との連絡方法その他浸水が発生した際にとるべき行動を確認するよう努めなければならない。

2 県民は、浸水被害が発生するおそれがある場合において、河川の水位等に関する情報および避難の勧告等に関する情報に留意するとともに、状況に応じた的確に避難するよう努めなければならない。

（宅地または建物の売買等における情報提供）

第29条 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者は、同法第35条第1項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第2条第1号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（調査研究の推進等）

第30条 県は、流域治水に関する最新の知見の把握に努めるとともに、浸

第27条 略

第28条 略

第29条 略

第30条 略

水に関する記録（県民の浸水に関する体験の記録を含む。次条において同じ。）の収集その他流域治水に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

（教育、訓練等）

第31条 県は、前条の調査研究の成果等を踏まえ、県民が、浸水に関する記録、流域治水に関する最新の知見、地域において想定される浸水被害、浸水が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じ、浸水が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるようになることを目標として、学校教育その他の多様な機会を通じ、映像等を用いた効果的な手法を活用しつつ、浸水被害を回避し、または軽減するために必要な教育および訓練、意識の向上等に努めるものとする。

（浸水被害の回避または軽減に関する学習等）

第32条 県民は、浸水被害を回避し、または軽減するためには、県民一人ひとりが適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水被害およびこれに対する適切な対策について学習するとともに、県、市町その他の団体が実施する訓練に自主的に参加するよう努めなければならない。

（水害に強い地域づくり協議会）

第33条 県、関係行政機関および地域住民は、地域における浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策に関する事項について協議するため、水害に強い地域づくり協議会を組織することができる。

（県民相互の連携等）

第34条 県民は、相互に連携し、または流域治水に資する活動を行う団体を組織する等の方法により、協働による流域治水の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 県は、前項の規定による取組への県民の積極的な参加を促進するとともに、県民または流域治水に資する活動を行う団体に対して、情報の提

第31条 略

第32条 略

（水害に強い地域づくり協議会）

第33条 県、関係行政機関および地域住民は、第13条第1項に規定する浸水警戒区域の指定に関する事項その他の地域における浸水被害の回避または軽減に関し必要な対策に関する事項について協議するため、水害に強い地域づくり協議会を組織することができる。

第34条 略

供、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第7章 雑則

(財政上の措置)

第35条 県は、流域治水に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第7章 滋賀県流域治水推進審議会

(滋賀県流域治水推進審議会)

第35条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県流域治水推進審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、第13条第5項に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、流域治水の推進に関する事項を調査審議するものとする。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、流域治水の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第36条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、流域治水に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 雑則

第37条 略

(施策の実施状況の報告)

第38条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告

(市町条例との関係)

第36条 第13条から第23条までの規定は、市町が建築基準法第39条第1項および第2項の規定により、同条第1項の災害危険区域（出水による危険の著しい区域に限る。）の指定および同条第2項の住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものに関する条例を定めている場合には、当該市町の区域においては、適用しない。

(規則への委任)

第37条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第1項または第17条第1項（建築基準法第87条第2項の規定によりこれらの規定が準用される場合を含む。次号において同じ。）の規定に違反した者
- (2) 偽りその他不正の手段により第14条第1項または第17条第1項の許可を受けた者
- (3) 第16条第3項（第17条第3項において準用する場合を含む。）（建築基準法第87条第2項の規定により準用される場合を含む。）の規定に違反した者

第39条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑を科する。

(過料)

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処す

しななければならない。

第39条 略

第40条 略

第9章 罰則

(罰則)

第41条 略

第42条 略

第43条 略

る。

(1) 第19条第1項または第20条の規定による届出をせず、または虚偽の届出を行った者

(2) 第19条第2項の規定による調査を拒み、妨げ、または忌避した者

(3) 第21条の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者

(4) 第22条の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、または同条の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第5章 (第13条から第23条までの規定に限る。) 、第36条および第8章ならびに次項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

2 滋賀県建築基準条例 (昭和47年滋賀県条例第26号) の一部を次のように改正する。

第1条中「ついでには」の右に「、他の条例に定めるもののほか」を加える。

第34条第1項中「出水 (土石流を含む。)」を「土石流」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第29条の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

(2) 第5章 (第13条から第23条までの規定に限る。) 、第39条および第9章ならびに次項および付則第3項の規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日

2 第9章の規定は、当分の間、適用しない。

3 滋賀県建築基準条例 (昭和47年滋賀県条例第26号) の一部を次のように改正する。

第1条中「ついでには」の右に「、他の条例に定めるもののほか」を加える。

第34条第1項中「出水 (土石流を含む。)」を「土石流」に改める。

議第62号

契約の変更につき議決を求めることについて
(国道303号補助道路整備工事)

(事業概要)

国道303号は、湖西地域と若狭地域を結ぶ重要な幹線道路であると共に、山陰地方と中京方面を結ぶ大型車両の通行ルートである。(平日24h交通量7,699台、12h大型車混入率40.3%)

しかしながら、当工区(L=4.1km)は一級河川石田川と急峻な山に挟まれ、急カーブ、幅員狭小区間が連続し、通行車両の衝突や、冬期におけるスリップ事故等が多発する、通行に支障となる区間となっている。(車道部最小幅員6.4m、最小曲線半径R27m、最大縦断勾配5.3%)

このため、災害時における緊急輸送道路としての機能確保、冬期における安全かつ確実な通行の確保を目的として、トンネルを含むバイパスを整備するものである。

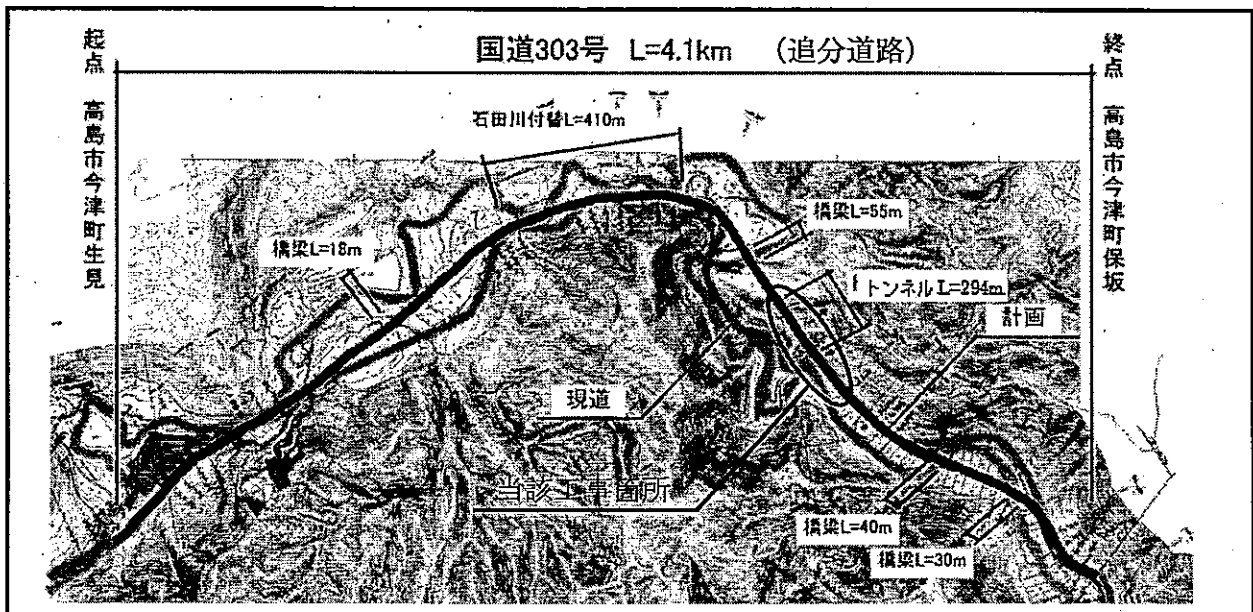
- ・全体延長：4.1km
- ・全体事業費：約27億円
- ・完成予定：平成29年度(トンネルを含むBP区間L=780mは平成27末予定)

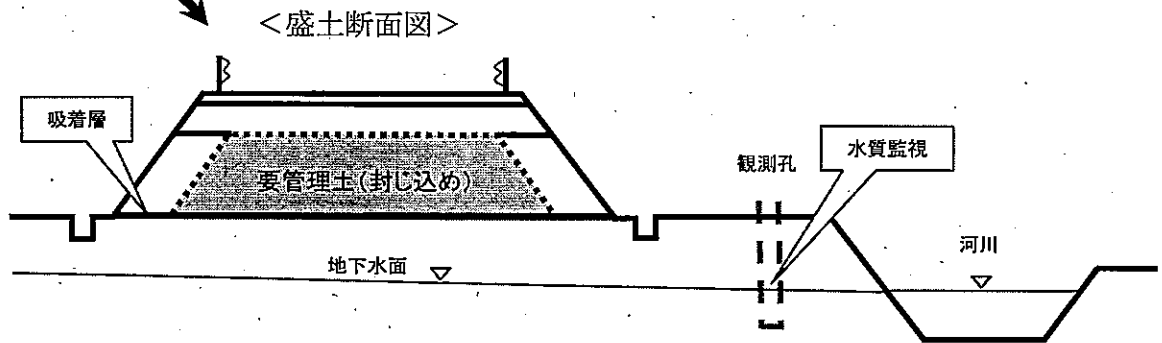
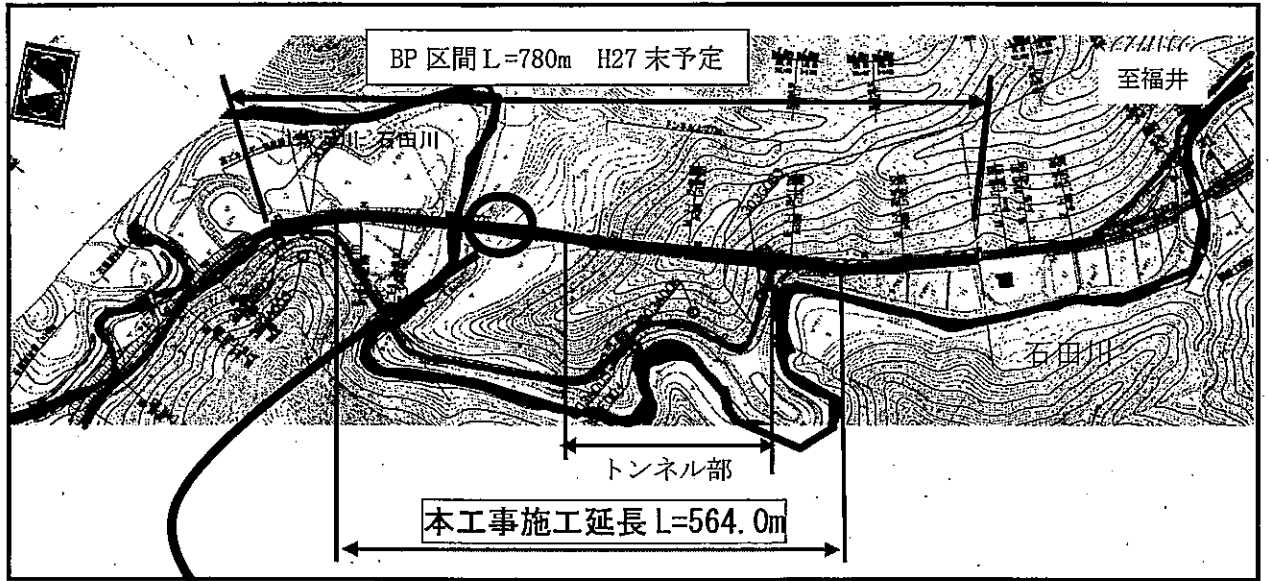
(工事概要)

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1. 工事名 | 平成23年度 第AK81-04号 国道303号補助道路整備工事 |
| 2. 施工場所 | 高島市今津町追分 他 |
| 3. 概要 | 施工延長L=564.0m |
| | トンネル工 294.0m NATM工法 内空断面積 51.9㎡ |
| | 道路改良工 270.0m |
| | 永久アンカー工 176本 |

(契約概要)

- | | |
|-----------|--|
| 1. 契約金額 | (変更前) 1,403,174,850円
(変更後) 1,476,532,770円 (差額 +73,357,920円) |
| 2. 契約の相手方 | 桑原組・杉橋建設共同企業体 |
| 3. 工期 | 平成24年3月24日から平成26年6月30日まで |





(変更概要)

- 工区内の路体盛土に流用するトンネル掘削土に自然由来ヒ素が含有していたため、その対策費の増額。
 - ・要管理土に対し、ヒ素を吸着する吸着層で地山と隔離し、不溶化剤と混合することで不溶化処理をおこなう。
 - ・水質監視については別途契約
- 労務単価や資材単価の価格水準の変動に対応した増額。(全体スライド)
- トンネル坑口部における地山補強のための補助工法の追加による増額。
- その他工事の実施に伴う設計数量の変更や消費税増税に伴う変更。

議第62号

契約の変更につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

契約の変更につき議決を求めることについて

平成24年3月23日議決を得た国道303号補助道路整備工事請負契約を次のとおり変更することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第2条の規定に基づき、議決を求める。

変更前の契約額	1, 403, 174, 850円
変更増額	73, 357, 920円
変更後の契約額	1, 476, 532, 770円

(参 考)

契約の相手方 滋賀県高島市安曇川町西万木926番地

桑原組・杉橋建設共同企業体

代表者 株式会社桑原組

代表取締役 桑 原 勝 良

権利放棄につき議決を求めることについて

- 1 債権の名称 契約解除に伴い生じた余剰金
- 2 納入義務者 有限会社 北葉 取締役 北川園江
(彦根市高宮町 3087 番地 2、2 階 2 号)
- 3 工事内容 工 事 名 : 愛知川彦根線補助踏切除却工事
施工場所 : 彦根市稲枝町
契約金額 : 3, 154, 200 円
工 期 : 平成 19 年 9 月 26 日～平成 20 年 7 月 31 日
- 4 債権放棄額 880, 299 円
《内訳》 (前払金) 1, 260, 000 円
(契約保証金) 315, 420 円
(出来高相当額) 64, 281 円
- ※計算式 前払金額から契約保証金と出来高相当額を相殺 (契約約款第 47 条第 3 項)
 $1, 260, 000 - 315, 420 - 64, 281 = 880, 299$ 円

5 経過

- 平成19年 9 月 25 日 契約締結。その後周辺住民からの苦情 (騒音、安全対策) により 20 年 6 月まで工事中止
- 平成20年 6 月 5 日 工事再開を指示するが、債務者から約 9 か月工事が中止されたことを理由に契約解除の申出 → 6 月 11 日契約解除通知
- 平成20年 7 月 10 日 前払金から契約保証金等を相殺後の 880, 299 円の納入通知を送付
- 平成20年 8 月 28 日 期限までに納入されなかったため督促状を送付 (配達証明)
→ 平成 20 年 9 月 1 日到達確認
- ※以後、平成25年11月までに訪問14回、催告書送付 8 回を実施したが回収に至らず。

6 債権放棄する理由

当該法人は現在事業を休止しており今後も事業を再開する見込みがなく、資産も保有していないことから無資力またはこれに近い状態にある。

このことから、今後も回収の見込みがないため、権利放棄の議決を求めるものである。

※ 参考

平成 25 年 11 月 22 日に開催された「税外未収金処理方針検討委員会」において「債権放棄については異論なし」との意見が出された。

〈税外未収金処理方針検討委員会〉

設置目的 : 県税以外の未収金の公正かつ適正な管理回収を行うため、債権放棄、訴訟、支払督促、折衝継続、再調査等の処理方針について、有識者等から意見を聴くことを目的とする。

構 成 員 : 弁護士、大学教授、公認会計士、総務部次長、所管部次長

議第65号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

請負工事の契約解除に伴い生じた余剰額のうち、当該余剰額と契約保証金の還付すべき額とを相殺した後における当該余剰額が当該還付すべき額を超過する部分に係る請求権を放棄することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- 1 納入義務者 滋賀県彦根市高宮町3087番地2、2階2号
 有限会社北葉
 取締役 北 川 園 江

- 2 金 額 880,299 円

(参 考)

平成19年度愛知川彦根線補助踏切除却工事の契約解除に伴い生じた余剰額 880,299円

議第65号 権利放棄につき議決を求めることについて

権利放棄につき議決を求めることについて

- 1 債権の名称 契約違約金および契約に基づく返還前払金に係る利息金
- 2 納入義務者 株式会社日本建設技術社大阪支店 支店長 秋山寿男
(大阪市東淀川区東中島一丁目 18 番 27 号)
- 3 委託内容 委託名：豊公園森線緊急地方道路整備設計業務委託
委託場所：長浜市祇園町
契約金額：4,515,000 円
委託期間：平成 17 年 12 月 21 日～平成 18 年 8 月 31 日
- 4 債権放棄額 535,394 円
《内訳》 (契約違約金) 451,500 円
(返還前払金に係る利息金) 83,894 円

5 経過

- 平成 17 年 12 月 20 日 契約締結
- 平成 18 年 1 月 17 日 相手方からの請求に基づき県が前払金を支出
- 平成 18 年 7 月 4 日 相手方法人自体が「私的整理」を開始
- 平成 18 年 7 月 18 日 県が相手方法人からの履行不能届を受理
- 平成 18 年 7 月 21 日 県が契約を解除
- 平成 18 年 8 月 15 日 県が支出した前払金について保証事業会社から返還
- 平成 18 年 9 月 6 日 535,394 円の納入通知を送付
- 平成 19 年 1 月 15 日 期限までに納入されなかったため督促状を送付
※以後、平成 23 年 2 月まで催告書の送付を 8 回実施
したが回収に至らず
- 平成 24 年 1 月 26 日 徴収停止

6 債権放棄する理由

当該法人は、現在事業を休止しており今後も事業を再開する見込みがなく、資産も保有していないことから無資力またはこれに近い状態にある。

このことから、今後も回収の見込みがないため、権利放棄の議決を求めるものである。

(参考)

契約違約金および返還前払金に係る利息金額計算書

項目	契約違約金 (451,500 円)	返還前払金に係る利息金 (83,894 円)
契約書条項	第 41 条第 2 項	第 45 条第 1 項
業務委託料 ①	4,515,000 円	
前払金 ②		1,350,000 円
前払金支払日		平成 18 年 1 月 17 日
前払金返還日		平成 18 年 8 月 15 日
利息計算日数 ③		211 日
年日数 ④		365 日
年利息 ⑤		10.75 パーセント
計算方法	業務委託料の 10 分の 1 に相当する額 $\text{請求金額} = \text{①} \times 0.1$	前払金支払いの日から返還の日までの日数に応じ、年 10.75 パーセントの割合で計算した額 $\text{請求金額} = \text{②} \times \text{⑤} \times \text{③} \div \text{④}$ (円未満切り捨て)

議第66号

権利放棄につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

権利放棄につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項の規定による契約違約金および契約に基づく返還前払金に係る利息金に対する請求権を放棄することにつき、同法第96条第1項第10号の規定に基づき、議決を求める。

- 1 納入義務者 大阪市東淀川区東中島一丁目18番27号
株式会社日本建設技術社大阪支店
支店長 秋 山 寿 男

- 2 金 額 535,394 円

(参 考)

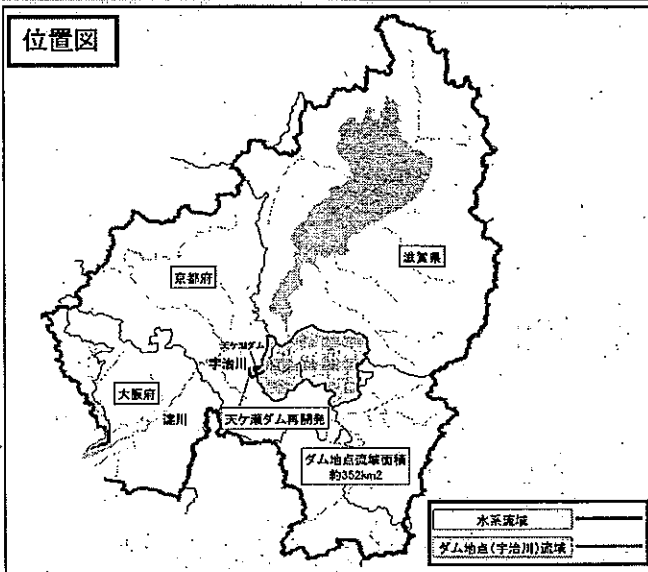
平成17年度豊公園森線緊急地方道路整備設計業務委託契約違約金	451,500円
同契約前払金に係る利息金	83,894円

議第 70 号

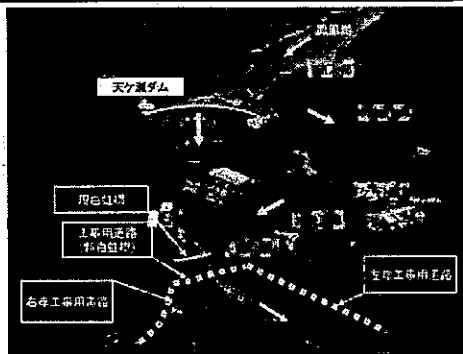
天ヶ瀬ダム建設（再開発）の基本計画（変更）について

1. 天ヶ瀬ダム再開発事業の概要

天ヶ瀬ダム再開発事業(事業の概要)



- 場 所 京都府宇治市榎島町（淀川水系宇治川）
- 目 的 洪水調節（宇治川、淀川の洪水防御、琵琶湖水位低下のための放流能力確保）
水道用水の供給（京都府営水道；0.60m³/s）
発電（関西電力㈱天ヶ瀬発電所増強；最大 92,000kw）
（関西電力㈱喜撰山発電所増強；最大 466,000kw）
- 諸 元 トンネル式放流設備 延長617m、内径10.3m
- 総事業費 約430億円
- 工 期 平成元年度～平成27年度
- 現 状 本体工事中



主な変更内容
◆工期の変更（完了年度）
平成 27 年度 → 平成 30 年度

2. 特定多目的ダム法

(1) 基本計画（第 4 条 1 項）

国土交通大臣は多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画を作成しなければならない。

(2) 関係都道府県知事の意見（第 4 条 4 項）

国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事 …省略… の意見を聞かなければならない。

(3) 都道府県議会の議決（第 4 条 4 項）

この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

(4) 天ヶ瀬ダム再開発事業の関係都道府県

京都府（事業費の負担あり）、大阪府（負担あり）、滋賀県（負担なし）
<利水者> 京都府水道、関西電力

議第70号

天ヶ瀬ダム建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を
求めることについて

上記の議案を提出する。

平成26年2月18日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

天ヶ瀬ダム建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議
決を求めることについて

国土交通大臣から天ヶ瀬ダム建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を求めら
れたので、次のように意見を述べることにつき、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4
条第4項の規定に基づき、議決を求める。

天ヶ瀬ダム建設（再開発）に関する基本計画の工期を変更することについて同意するが、延
長される工期にとらわれず早期の完了に努められたい。

なお、今後、特に次の事項についても十分に配慮されたい。

- 1 天ヶ瀬ダム建設（再開発）および淀川の河川改修等による放流能力の増強等に応じて、天
ヶ瀬ダムおよび瀬田川洗堰操作規則を改正されたい。
- 2 天ヶ瀬ダム建設（再開発）の工事期間中においても、琵琶湖の高水時における水位低下の
ための瀬田川洗堰操作に支障のないよう万全を期されたい。
- 3 琵琶湖治水事業の効果が効率的かつ安全に発揮されるよう、天ヶ瀬ダム再開発事業、瀬田川
および宇治川の改修等の計画的かつ着実な推進に努められたい。
- 4 上流部の治水対策に支障のないよう取組を進められたい。

議第70号 天ヶ瀬ダム建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて